

介護予防・日常生活支援総合事業 サービス利用までの流れ

地域包括支援センター相談窓口

- ① 総合事業の利用を希望
新規で介護サービスを利用したい方又は現在、要支援（要介護）の方で総合事業のサービスのみを利用したい方は下記の流れになります。
- ② 本人又は家族が、総合事業利用申込書と基本チェックリスト（両面になっているもの）、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を記入し、介護保険被保険者証と共に地域包括支援センター担当者へ預け、市役所窓口へ提出してもらう。このとき介護保険被保険者証を紛失した場合は、再交付申請書の提出も必要です。
- ③ 市役所窓口から、資格者証が発行されますので、地域包括支援センター担当者から受け取ってください。
※資格者証は、一時的に介護保険被保険者証を手放すため、次の保険証を受け取るまでの代わりになるものです。
- ④ 提出された、書類は島原地域広域市町村圏組合介護保険課（以下、介護保険課という。）に送られます。
※島原半島3市（島原市、雲仙市、南島原市）の介護保険業務は介護保険課で処理されています。
- ⑤ 介護保険課で提出された基本チェックリストにより総合事業の該当者かどうか判定されます。
- ⑥ 介護保険課から新しい被保険者証が発行されます。（状態区分の欄に【事業対象者】、事業者の名称欄に【地域包括支援センター】と記載されます。）
また、新規で事業該当者になった方には負担割合証も発行されます。
同時に、判定された情報が地域包括支援センターへ送られます。
- ⑦ 地域包括支援センターの担当者と話し合い利用するサービスを決めてください。

申請に係る期間 ②～⑥ 3日～10日間